平成２３年（フ）第２３号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1470番地１
債務者　寺西　文子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２９号
和歌山市新庄475番地の２
債務者　田嶋　聰吉
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３０号
和歌山市今福５丁目１番１号　富士ハイツ303号
債務者　吉田　次郎
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１２４号
佐賀県唐津市佐志373番地４
債務者　國分　貴博
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第９号
佐賀県唐津市和多田南先石２番33号　グリーンハイツ伊東Ａ―103号
債務者　山口　耕典
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１０号
佐賀県唐津市鏡4285番地２
債務者　佐々木澄枝
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１０号
福島県白河市鍛冶町71番地　吉野荘
債務者　高村かつ子（旧姓針木）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
名古屋市千種区内山２丁目15番15号　メゾン内山502号
債務者　小林　直子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３１号
名古屋市南区外山１丁目６番２号　プレスイン新瑞３Ｆ号
債務者　上西　　隆
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２６１号
神戸市北区上津台４丁目１番19号、従前の住所兵庫県三田市ゆりのき台１丁目18番地２
債務者　岩本　好江
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５９７号
神戸市垂水区桃山台２丁目1188番地の17
債務者　有限会社横山企画こと　横山　洋明
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６６２号
神戸市長田区上池田３丁目17番８―207号
債務者　宮本　太弘
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７０５号
神戸市垂水区千代が丘１丁目６番39号　鍋島アパート３Ｆ、従前の住所神戸市須磨区東落合２丁目11番２号
債務者　ダイニングまごころこと　植田　信也（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１号
神戸市中央区上筒井通６丁目２番31号酒井マンション301号、従前の住所神戸市中央区八雲通１丁目１番12号
債務者　ニット山下こと　山下　健児
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４号
神戸市長田区重池町２丁目３番５―1102号、外国人登録原票上の住所神戸市兵庫区御崎町１丁目４番15号
債務者　嶋村佳容こと　呉　　佳容
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４号
神戸市兵庫区新開地６丁目２番14―901号、従前の住所神戸市兵庫区会下山町１丁目７番20号
債務者　渡辺　明美
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８３号
神戸市須磨区竜が台１丁目12番地34号棟906号
債務者　小清水　史
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部